

# 意見提出シート

(各区地域協働課への提出締切 令和6年3月31日まで)

## 1. 地域福祉センターの新たな管理運営案に関すること（別紙1・2）について

### 別紙1（管理運営に関する選択制の導入）

当会は現在パターンCと同様の（月曜休館・火曜～日曜開館）の9-17時開館としている。夜間17-21時は希望団体がある場合のみ（現在はこども食堂のみ）当会関係者も参加した形で開館している。また神戸市民であれば誰でも利用ができるようにしている。以上の事から当会では無人の夜間利用以外のところは対応ができていていると考える。

今後無人管理で開館する時間を想定すると、事務室内に設置している印刷機やパソコンなどの機器保全・料金保管箱の管理等を考慮すると、利用する部屋以外への立ち入りを禁止するための何らかの措置が必要になってくると思われる。

なお夜間利用については、当地域では当館の道路を隔てて向かい側にある、(株)こうべ未来都市機構の施設「ひよどり台会館」が従来より21時まで開館しており、そちらの利用がまず考えられると思う。

地域特性を考慮した管理運営体制が望まれる。

別紙2（1 共通の運営基準の策定）ある程度基本的なところは必要と理解する。

（2 利用の可否について） 当会の現行通りと理解する。

（3 優先予約の可否について） 当会の現行通りと理解する。

（4 金銭の授受を伴う利用の可否について） 営利事業に関する新たな判断基準（案）はほぼ当会の現行通りと理解する。

## 2. 利用料金制度・減免制度の採用（別紙3）について

### 1 利用料金制度の採用

例示された「利用料金（案）」は当会の現行の金額と比べると午後・夜間の料金がかかなり高額になっている。当会では午前・午後同額での利用としているので、その差が大きすぎる点を疑問に思った。

利用料金や時間設定は提示された内容を上限として最終的には指定管理者の決定に委ねられるが、どの程度の裁量が認められるのか未知数である。

### 2 減免制度の導入

「公益性・公共性があると認められる地域活動」とはの定義に照らすと、対外的ではない「利用団体内部の運営における定例的な会合や打ち合わせは該当しない」、とのことであるが、そうすると協議会を構成する各地域団体の会合は減免されない、ということで、これまでの状況と異にすることになる。つまり現在の当会の基準「会の構成団体とボランティア団体は利用料金免除」と相違する。

ボランティア団体としては、市のふれまち助成を受けて活動している団体からは利用料を徴収することができるが、公的な助成を受けずに活動している団体、具体的には

- ・近隣の施設に、収集した古着・古布を小片にして拭き取り布として寄付している団体
- ・児童館などで絵本の読み聞かせをしている団体
- ・高齢者のフレイル予防に体操やゲームなどを取り入れて居場所作りをしている団体

などがあり、これらもひよどり台では減免対象と考えている。

総じて当会としては利用料金設定、時間枠設定、減免制度対象団体については可能な限り、これまでの基準を維持していきたいと考えている。

### 3. その他（自由記述）

高齢化率ほぼ50%に届く当地域では、近年ボランティアも高齢化し、現在の活動がどの程度維持しているか心許ない状況にある。多様な地域活動に対応できるよう、センターの管理を人手に頼る事が少なくすむようなシステム構築は必要だが、現在の陣容では難しいように思う。

将来的にはそれを運営していく核となる中心人材には、やはり専任者の派遣を期待したい。

シートのご提出ありがとうございます。なお、いただいたご意見に対する本市の考え方は令和6年4月以降に、主な内容を取りまとめたうえで、各区地域協働課などを通じてふれまち協の皆さまにお返しする予定です。

**協議会名**

ひよどり台

**お名前**

南亀次郎

武富利美

平野美智代

横山温子

安部俊美